

志 監 委 第 1 8 号  
令和2年 7月10日

志賀町長 小泉 勝 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 越後 敏明

令和2年度定期監査（前期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

志監委第18号の2  
令和2年 7月10日

志賀町議会議長 寺井 強 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 越後 敏明

令和2年度定期監査（前期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

志監委第18号の3  
令和2年 7月10日

志賀町教育委員会教育長 間嶋 正剛 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 越後 敏明

令和2年度定期監査（前期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

## 令和2年度定期監査（前期分）結果報告書

### 1 監査の実施期間

令和2年6月26日（金）

### 2 監査の対象

生涯学習課

### 3 監査の範囲

令和2年度に執行される財務に関する事務及び経営に係る事業の管理(ただし、必要に応じて前年度の事務を含む)。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化が図られているか等を主眼として実施することとし、提出された関係書類の審査・点検を実施するとともに、事業の抽出により関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 提出された調査書類

- ① 事務事業に関する調書
- ② 委託業務に関する調書
- ③ 工事に関する調書
- ④ 備品に関する調書
- ⑤ 補助金・負担金・交付金に関する調書
- ⑥ 町有財産に関する調書
- ⑦ 借受財産に関する調書
- ⑧ 貸付財産に関する調書
- ⑨ 懸案事項及び特に苦心する業務

### 6 監査結果及び所見

監査の結果、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行については、適正に執行されていると認められたが、一部の事業において、検討を要する事項が見受けられたので、以下のとおり意見、要望を述べる。

#### <意見要望>

志賀町を描く美術展事業について、地域の文化振興及び町外からの出展者による交流人口拡大が図られているが、大賞作品など出展後の作品について有効活用がされておらず、作品の活用を含めた事業効果を検討されたい。

地区公民館活動の減少による地域コミュニティの衰退が課題とされている。地域コミュニティは費用対効果だけを求めるものではなく、今後の地域活性化には重要な取り組みである。地域住民の高齢化等により交流事業や事務作業が大きな負担となっ

ており、今後も地域コミュニティが持続できるよう対策を検討されたい。

北前船の寄港地として日本遺産に追加登録を受けたことについて、文化財としての要素だけでなく、観光資源としての事業効果を検討されたい。